

# 事実認定の手法(ある殺人未遂事案を例として)

## 検察官の主張

被告人は、被害者と共同で飲食店を営んでいたが、日頃から意見が合わず不満や憤りを募らせていた。犯行当日、被告人は、些細なことから被害者とつかみ合いのけんかになり、被害者に対する怒りが爆発させ、キッチンから包丁を持ち出し、被害者に近寄り、殺意をもって、胸部を包丁で数回突き刺そうとした。しかし、被害者が右腕で防御するなどしたため、加害約1週間を要する右上腕部加筋腱断裂等の傷害を負わせるに止まった。(殺人未遂罪)

## 弁護人・被告人の主張

被告人は殺意はないし、被害者を突き刺す行為もしていない。殴りかかろうと近づいてきた被害者を威嚇するために被告人が包丁を手出したところ、被害者がそれを奪おうとしてもみ合いとなり、その際、誤って包丁が刺さった。

## 争点

- ①被告人が包丁で被害者の胸部を意図的に複数突き刺そうとしたか、それとも、もみ合いの結果、誤って突き刺さったのか
- ②その際に被告人に殺意があったかどうか

## 争点①についての事実認定

### 被害者の証言

被告人は、包丁を右手に逆手に持ち、振りかざすようにして近づいてきた。  
包丁が自分の胸の辺りに向かってきたので、刺される危険を感じ、体を庇うために右腕を挙げたところ、包丁が右腕に刺さった。引き続き被告人が胸部を刺そうとしてきたので、自分は被告人の方に向き直り、包丁の刃を右手でつかんで、これを阻止した。

### 被告人の公判供述

殴りかかろうとしてきた被害者を威嚇するため、キッチンにあった包丁を持ち出した。すると、被害者の方が近づいてきて、包丁を奪おうとしたことから、もみ合いになった。自分は包丁で突き刺すようなことはしておらず、誤って刺さったのだと思う。

対立

裏付け

### 医師の供述

上腕の傷は、腕の外側から内側に向けて突き出された刃物が骨をかすめ内側の上腕屈筋に達するほど深く刺入されたことによって生じたものと考えられる。  
手のひらの傷は、凶器を握ったためにできた防御創かと推測される。

### 目撃者W1, W2の証言

被告人は回りの者に制止されたのにそれを振りきって、被害者の方へ近づいていった。被害者は被告人に向かってくる振りかざしをみせていなかった。

裏付け

### 目撃者W3の証言

被害者の方も被告人に向かってくる近づいていった。

変遷

### 実況見分調書

被害者がもともと座っていた席の近くに血痕が広く付着していた。

### 被告人の捜査段階初期の供述

自分ではなく被害者が包丁を持ち出してきたのもみ合いとなった。

## 判決要旨

被害者の証言は裏付けがあり十分に信用できるのに対し、被告人の公判供述は重大な事情につき変遷があり、客観的証拠などとも矛盾し、信用できない。  
被害者の証言及び他の関係証拠によれば、被告人が包丁で被害者の胸部を意図的に複数突き刺そうとしたと認めることができる。

## 争点②についての事実認定

### 犯行態様

= 争点①の事実認定のとおり、被告人が意図的に包丁で被害者の胸部を複数突き刺そうとしたことが認められる。

### 凶器の種類、形状、性能

= 刃体の長さ約19cmの包丁

包丁(証拠物)、鑑定書など

### 傷の状況(部位、程度)

= 右上腕部だが、相当深く刺さっている。

写真撮影報告書、診断書など

### 犯行前後の行動

= 制止を振りきり被害者に向かい、取り押さえられた後「お前を殺すぞ」と述べた。

被告人の供述、被害者の供述、目撃者の供述など

### 動機

= 経営を巡って被害者との間で譲り有り。犯行当日、怒り爆発。

被告人の供述、被害者の供述、従業員の供述など

## 判決要旨

犯行態様、凶器の形状、傷の状況、犯行前後の行動などの事情を考慮すると、殺意を認めることができる。

結論 殺人未遂罪が成立